

第3次富山県障害者計画及び第5期富山県障害福祉計画等に
おける手話関連施策等について

1 第3次富山県障害者計画（H26～H30）

<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談援助のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。 ・手話通訳者の設置を行います。 ・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳及び要約筆記の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。 ・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を推進し、聴覚障害者の学習活動を支援します。 ・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者の意思疎通が円滑に行われるよう努めます。 ・視覚障害者、聴覚障害者及び盲ろう者に対して、IT講習会を開催します。
<p>手話による情報発信等 (第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。 ・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。 ・知事選挙、国会議員選挙に際して、点字・音声による選挙のお知らせの配布や政見放送手話通訳会の開催、政見放送における手話通訳・字幕の付与への支援等により、選挙権の行使が適切に行われるよう情報提供に努めます。
<p>手話通訳者の確保、養成等 (第11条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者及び要約筆記者の養成を行います。 ・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。

2 第5期富山県障害福祉計画（H30～2020）

全般	<ul style="list-style-type: none"> 富山県手話言語条例の制定を機に、手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。
相談及び意思疎通の支援体制の整備 (第8条)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、点訳奉仕員や朗読奉仕員の養成、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣など、障害者のコミュニケーション支援の充実を図ります。 市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する会議、講演等に手話通訳者又は要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者の自立と社会参加を図ります。 障害者の情報リテラシーの向上を推進するとともに、障害者のパソコン使用をサポートする指導者の育成を支援します。
手話による情報発信等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、適切な情報提供に努めます。
手話通訳者の確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の自立と社会参加が十分図られるよう、手話通訳者やボランティア等の養成研修を行うとともに、指導者の確保に努めます。

3 国の障害者基本計画（第4次）（H30～2022）

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。
(2) 情報提供の充実等	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。

(3) 意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。
(4) 行政情報のアクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。

電話リレーサービス提供事業 【平成 30 年度予算 89,820 千円】

事業の趣旨

聴覚障害者情報提供施設において、電話リレーサービスを実施することで、聴覚障害者と他者との意思疎通を支援し、もって聴覚障害者の地域生活における自立を図る。

◆電話リレーサービス：聴覚障害者が健聴者に電話する際に、通訳者が間に入って通訳するサービス

事業内容等

1. 事業内容

聴覚障害者情報提供施設において、聴覚障害者が一人で電話をかけられるよう、電話リレーサービスを提供するオペレーターを各施設に配置し、電話リレーサービスの全国的な提供体制を構築する。

オペレーターはサービス提供に必要な人数を配置することとし、手話通訳及び文字通訳のいずれにも対応できる者とする。

2. 補助率 10/10

(参考) 電話リレーサービスの実施イメージ

